

## 【貨物】行政処分状況（令和7年11月分）

### 貨物軽自動車

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年11月12日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也 (法人番号1010001112577) 東京都千代田区大手町2丁目3番1号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本部郵便局 沖縄県本部町渡久地93
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項) (2)点呼の実施結果の記録に虚偽(不実)記載があった。(安全規則第7条第5項)

## 貨物自動車

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也 (法人番号1010001112577) 東京都千代田区大手町2丁目3番1号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	久辺郵便局 沖縄県名護市豊原224-35
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項) (2)点呼の実施結果の記録に虚偽(不実)記載があった。(安全規則第7条第5項)

## 貨物軽自動車

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也 (法人番号1010001112577) 東京都千代田区大手町2丁目3番1号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	羽地郵便局 沖縄県名護市仲尾次488
(4) 行政処分又は命令の内容	文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。1件の違反が認められた。 (1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)